

○西川町外部公益通報に関する要綱

令和7年11月20日

告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部公益通報をする労働者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進するため、外部公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（西川町職員等の公益通報に関する要綱（令和7年11月町訓令第3号）第2条第1号に規定する職員等を除く。）をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定するものをいう。
- (3) 外部公益通報 労働者が通報対象事実について処分、勧告等を行う権限を有する本町の機関に対して行う法第2条第1項に定める公益通報をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実を処分、勧告等を行う事務を所掌する課等をいう。
- (5) 通報者 外部公益通報を行う労働者をいう。

(外部公益通報窓口)

第3条 外部公益通報の受付及び外部公益通報に係る相談に応じるための窓口（以下「外部公益通報窓口」という。）を総務課に置く。

2 外部公益通報窓口の担当者は、自らが関係する外部公益通報の対応に関与してはならない。

(外部公益通報の受付)

第4条 外部公益通報は、文書、電子メール、ファクシミリ、面談その他これらに類する方法によるものとする。

2 外部公益通報は、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料を示すときは、匿名により行うことができる。

3 外部公益通報窓口は、通報者が外部公益通報の到着を確認できない方法によって外部公益通報がなされた場合は、その到着を確認次第、その旨を当該通報者に通知するものとする。

- 4 外部公益通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付書（別記様式第1号。以下「受付書」という。）に所定の事項を記載するとともに、その写しを保管し、当該受付書を所管課の長に送付するものとする。

（外部公益通報の受理等）

第5条 所管課の長は、前条第4項の受付書の内容を精査し、その結果を外部公益通報窓口に報告しなければならない。

- 2 町長は、外部公益通報の受理又は不受理を決定したときは、外部公益通報受理（不受理）通知書（別記様式第2号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

- 3 所管課の職員は、自らが関係する外部公益通報の対応に関与してはならない。

（教示）

第6条 町長は、通報対象事実について本町が処分、勧告等をする権限を有しないことが分かったときは、外部公益通報受理（不受理）通知（別記様式第2号）により、処分、勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく通報者に教示しなければならない。

（調査の実施）

第7条 所管課の長は、外部公益通報を受理したときは、当該外部公益通報に係る通報対象事実について、遅滞なく必要、かつ、相当と認められる方法により調査を行う。

- 2 所管課の長は、前項の調査を行うに当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

- 3 所管課の長は、第1項の調査が終了したときは、外部公益通報調査結果報告書（別記様式第3号）により、速やかに町長に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第8条 町長は、前条第3項の規定による報告を受け、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他の適当な措置を講じなければならない。ただし、通報者が希望しない場合は、この限りでない。

- 2 町長は、外部公益通報調査（措置）結果通知書（別記様式第4号）により、前条第1項の調査の結果及び前項の規定により講じた措置の結果を遅滞なく通報者に通知しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による通知を行うに当たっては、適切な法執行の確保並びに利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮するものとする。

（協力義務）

第9条 職員は、外部公益通報に関し、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

2 通報対象事実に係る所管課が複数ある場合においては、各所管課の長は、連携して調査を行うなど、相互に協力しなければならない。

(外部公益通報以外の通報)

第10条 外部公益通報窓口は、外部公益通報以外の通報があったときは、必要に応じ、当該通報に係る所管課の長に情報提供を行うものとする。

2 所管課の長は、前項の通報が事業者の法令遵守の観点から外部公益通報に準ずると認めるときは、第5条から前条までの規定に準じ、当該通報を処理するものとする。

(運営状況の公表)

第11条 町長は、前年度の外部公益通報の受付の件数及び主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

外部公益通報受付書

通報日	年 月 日
通報の方法	☐ 文書 ☐ ファックス ☐ その他（ ） ☐ 電子メール ☐ 面談
通報者氏名及び住所	氏名 住所
事業者名及び所在地	事業所名 所在地
事業所での所属等	☐ 社員 ☐ 派遣労働者（派遣先 ） ☐ 取引先（社名 部署 ） ☐ パート・アルバイト ☐ その他（ ）
希望する連絡方法	☐ 電話（自宅・携帯電話・その他（ ）） ☐ 電子メール ☐ ファックス（自宅・その他（ ）） ☐ 郵送（自宅・その他（ ）） ☐ その他（ ） （連絡先 ）
通報内容	①通報対象事実が 生じている・生じようとしている・その他（ ） ・いつ ・どこで ・何が ・どのように ・なぜ生じたのか ・対象となる法令違反等 ②通報対象事実を知った経緯 ③その他特記事項
証拠書類の有無	☐ あり（書面・その他（ ）） ☐ なし
受理(不受理)通知書 及び調査結果報告書	☐ 希望する ☐ 希望しない

受付番号		受付日	年 月 日
受付者職氏名		所管課	

様式第 2 号（第 5 条、第 6 条関係）

番 号
年 月 日

様

西川町長

外部公益通報受理（不受理）通知書

年 月 日付けで受け付けた外部公益通報の対応について、次のとおり決定したので、西川町外部公益通報に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

1 受 付 日

2 受付番号

3 通報内容

4 結 果

（1） 外部公益通報として受理し、通報対象事実について調査を開始しました。

（2） 次の理由により、不受理としました。

（不受理の理由）

（3） 本町には処分及び勧告等を行う権限がないため、次の行政機関に通報してください。

（通報先）

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 西川町長

所属長

外部公益通報調査結果報告書

受付番号		受付日	年	月	日
通報者					
通報内容					
調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
調査方法	・ 通報者からの情報収集 ・ 関係書類の閲覧 ・ 関係職員からの聴取 ・ 立入検査 ・ その他 ()				
調査結果	事実の有無	☐ 通報対象事実あり ☐ 通報対象事実なし			
	調査結果の内容				
特記事項					

様式第 4 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

様

西川町長

外部公益通報調査（措置）結果通知書

年 月 日付けで受け付けた外部公益通報に係る調査結果及び措置結果について、
西川町外部公益通報に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

受付番号			受付日	年 月 日
調査期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
調査結果	事実の有無	☐ 通報対象事実あり ☐ 通報対象事実なし		
	調査結果の内容			
調査結果に 基づく措置 結果				
特記事項				

本件調査（措置）に関する問合せ先
所属名
電話番号